

五霞町地域公共交通会議公募委員選考実施要綱

○五霞町地域公共交通会議公募委員選考実施要綱

令和5年6月27日
告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、五霞町地域公共交通会議設置要綱(平成29年五霞町告示第75号。以下「設置要綱」という。)第5条第3号に規定する住民又は旅客の代表者のうち公募による委員(以下「委員」という。)を選考するに当たり、選考方法等の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 五霞町公式ホームページ管理運営規則(平成23年五霞町規則第10号)第1条に規定する町がインターネット上に設置する五霞町公式ホームページをいう。
- (2) 広報ごか 五霞町広報紙発行規則(平成19年五霞町規則第16号)第2条に規定する広報紙をいう。

(委嘱)

第3条 町長は、2人以内の委員を委嘱することができる。

- 2 委員は、町ホームページ又は広報ごか(次条において「ホームページ等」という。)により募集するものとする。

(応募資格)

第4条 委員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、ホームページ等に掲載する募集の締切日現在において町の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者で、現に町に居住をしている満20歳以上のもの
- (2) 町内に勤務する者

(応募方法)

第5条 委員に応募する者(以下「応募者」という。)は、五霞町地域公共交通会議公募委員応募申込書(様式第1号。以下「応募申込書」という。)を町長に提出するものとする。

(選考)

第6条 委員の選考は、応募申込書の審査とする。ただし、必要に応じ面接、抽選その他町長が適当と認める方法により選考することができる。

- 2 前項の選考は、まちづくり戦略課長を委員長とし、総務課長、健康福祉課長及び建設水道課長をもって構成する五霞町地域公共交通会議公募委員選考委員会が行うものとする。
- 3 町長は、提出のあった応募申込書に重大な記載漏れがあるとき又は悪質な虚偽記載があるときは、その応募を取り消すことができる。
- 4 選考の結果は、応募者全員に書面をもって通知するものとする。

(解嘱)

第7条 町長は、第4条の資格を満たさない委員があるときは、その委員を速やかに解嘱するものとする。

(特例措置)

五霞町地域公共交通会議公募委員選考実施要綱

第8条 町長は、第2条第2項の規定による募集をした結果、応募がなかったとき又は第5条第1項の規定により選考した結果、委員として適当と認める者がいなかったときは、委員に代わる者(設置要綱第5条第3号に規定する者に限る。)を委嘱することができる。

(庶務)

第9条 委員の選考方法等に関する事務は、まちづくり戦略課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

[illegible]

五霞町地域公共交通会議公募委員選考実施要綱

現在の公共交通について，感じていることを記入してください。
「これからの五霞町公共交通」に関するあなたの意見を記入してください。

五霞町地域公共交通会議公募委員選考実施要綱

様式第 1 号(第5条関係)